

資料

1 緑を推進する施策の一覧表

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 1	水辺環境の保全	○		48
施策 2	水辺景観の魅力向上	○		48
施策 3	田園景観の保全	○		48
施策 4	都市計画制度※を活用した農地の保全	○		49
施策 5	農地の流動化の検討	○		49
施策 6	農に参加する機会の創出		○	49
施策 7	農を通じた生活空間の充実		○	49
施策 8	農地を活かした交流拠点づくり	○		49
施策 9	地域の特色を活かした緑の保全・形成	○		50
施策 10	歴史あるみどりの周知	○		50
施策 11	緑地の保存制度の活用	○		50
施策 12	近郊緑地保全区域※の保全	○		50
施策 13	斜面林の保全		○	51
施策 14	斜面林保全※の優先度評価の実施		○	51
施策 15	オープンスペース※の確保	○		52
施策 16	緑の拠点の環境と景観の保全	○		52
施策 17	歴史と一体となった環境整備	○		52
施策 18	自然と歴史に親しむ拠点の利用のしやすさの向上	○		52
施策 19	緑と水辺の拠点の利用のしやすさの向上	○		53
施策 20	緑と水辺の拠点の景観形成	○		53
施策 21	井野小学校跡地の整備		○	53
施策 22	水辺の環境づくり	○		54
施策 23	サイクリングロード未整備区間の整備	○		54
施策 24	親水緑地※の整備	○		54
施策 25	街路樹の維持・管理	○		54
施策 26	公園の空白域への公園・緑地等の確保		○	55
施策 27	住宅地や事業所の良好な環境形成	○		55
施策 28	大規模工場と住宅地との共生	○		55
施策 29	自然資源の観光資源活用	○		55

番号	施策名	継続	新規	ページ
施策 30	市民参加によるみどりの整備の推進・支援	○		55・62
施策 31	公園施設の長寿命化対策	○		56
施策 32	公園等のバリアフリー化	○		56
施策 33	緑の適正な維持管理と集客施設の緑化		○	56
施策 34	ニーズを踏まえた公園整備	○		56・59
施策 35	都市内の緑環境の整備	○		57
施策 36	市民緑地 [※] の整備	○		57
施策 37	公園・緑地の積極的な整備		○	57
施策 38	井野小学校跡地の避難場所等への活用	○		57
施策 39	防災機能の充実	○		58
施策 40	多目的機能 [※] の確保	○		58
施策 41	避難場所としての整備	○		58
施策 42	地元との協働 [※] ・連携による潤いのある都市空間の形成	○		59
施策 43	緑地等の積極的な保全・管理	○		59
施策 44	緑の活動に関するネットワーク [※] づくり		○	60
施策 45	緑化支援制度・助成制度 [※] による緑化の推進	○		60
施策 46	オープンガーデン [※] の検討		○	60
施策 47	未利用地を活用した多様なコミュニティガーデン [※] づくり		○	60
施策 48	緑のカーテンコンクールの実施	○		60
施策 49	環境学習の支援・推進	○		60
施策 50	土地所有者間における情報共有の推進	○		61
施策 51	緑の保全活動の担い手づくり		○	61
施策 52	緑に関するイベントの開催	○		61
施策 53	市民との協働 [※] による緑の地域資源の発掘		○	61
施策 54	緑に関する情報提供の実施	○		61
施策 55	取手市優良緑化施設認定制度 [※]		○	62
施策 56	みどりの創出のための制度の活用	○		62
施策 57	計画の推進に向けた役割分担		○	63

2 用語解説

【あ】

運動公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。都市規模に応じ、1箇所当たり15～75haを標準として設置する。
NPO	民間の営利を目的としない団体の総称で、自発的に公益的な活動を行う。このうち、法人格を取得した団体を一般的にNPO法人という。
オープンガーデン	私有地である庭等を開放して、不特定多数の鑑賞者を受け入れる仕組み。イギリスではじまった。
オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物が建てられていない土地。

【か】

河畔林	河川の周辺に繁茂する森林のこと。
街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。
環境基本計画	国や地方自治体（時には民間企業等）の環境保全に関する基本的な計画。
既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、公共施設の整備及び土地の高度利用等の市街地としての開発が既に行われている地域のこと。
協働	多様な主体が、同じ目標を目指して、それぞれの力を持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法に基づき、無秩序な市街化の防止を目的に指定）において、良好な自然の環境を有する緑地を保全するため指定される区域。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として設置する。
建築基準法	国民の生命・健康・財産の保護のため、建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。
公園誘致圏	公園を利用する人の範囲を表す距離をいう。公園の配置計画においては誘致距離を表す円によって、その区域がほぼ覆われるように配慮する。
公開空地	建築基準法の総合設計制度により、ビルやマンション等開発プロジェクトの対象敷地に設けられた空地のうち、一般に開放され自由に通行または利用できる区域。
公共施設等総合管理計画	公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化。公共施設等の最適な配置を実現する計画。
コミュニティガーデン	住民が地域の中に共同で花壇等を造成・管理するもの。
緩衝緑地	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和や、工業地帯の災害防止等を目的として設けられる緑地。

【さ】

市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は都市計画法に基づく都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図る区域をいう。市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域をいう。
施設緑地	公園や緑地等として整備を図る都市施設 例：都市公園（街区公園、近隣公園、総合公園、広域公園等）、都市緑地（整備を伴う緑地）、広場等。
市民緑地	都市緑地法に基づき、地方公共団体等と緑地の所有者が契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地。
社寺林	神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林。
斜面林保全	環境・生態系保持に重要な、斜面の森林の保護・整備を行う活動。
住区基幹公園	安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。
将来都市構造図	将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すもの。
親水緑地	水や川に触れやすい環境を作り、親しみを深めることができる緑地。
スマートウェルネスとりで	子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせるまちづくりのこと。 取手市では、地域で元気に暮らせる社会を実現するために、スマートウェルネス（身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れること）のまちづくりを進めている。
生産緑地地区	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街化区域内の保全すべき農地として指定されたもの。地区内の農地を生産緑地という。概要は以下のとおり。 ・指定の条件…市街化区域内の農地で、面積が一団として500㎡（条例で300㎡まで引き下げ可能）以上であることなど。 ・指定の効果…農地としての管理義務（行為の制限）、固定資産税・相続税の負担の軽減など。 ・行為の制限の解除のためには、市長に対し生産緑地の買取り申し出を行い、3ヶ月の間にその所有権が移転されないことが必要。 ・買取り申し出を行うためには、指定後30年経過や営農者の死亡等の事由が必要。
生産緑地法	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする法律。
生物多様性	生物に関する多様性を示す概念である。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動等総合的に利用することを目的とする公園園都市規模に応じ、1箇所当たり10-50haを標準として設置する。
総合計画	地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

【た】

大規模工場緩衝緑地	大規模工場の、騒音、振動、大気汚染、悪臭等を緩和したり、防止することを目的として設けられる空地。
多目的機能	平常時の機能以外にも、災害時の避難場所になる等、複数の用途で利用ができる機能。
地域制緑地	緑地の開発に許可等が必要な地域。
地域防災計画	災害対策基本法（第40条）に基づき、各地方自治体（都道府県や市町村）の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務等を具体的に定めた計画。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり4haを標準として設置する。
特定生産緑地	生産緑地地区内の農地（生産緑地）で買取り申し出可能時期を迎えるものについて、その時期を10年延期し、生産緑地の保全を図るための制度。
特定地区公園(カントリーパーク)	都市計画区域外の農山漁村において生活環境を改善するため、都市公園に準じて設置されている公園。
都市計画制度	まちづくりのルールを定めたものであり、地方公共団体が地域の実情において様々なメニューの中から都市計画を指定していく制度。
都市計画法	都市の健全な発展等を目的とする法律。
都市計画マスタープラン	都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにする市町村のマスタープラン。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
都市公園基本構想(マスタープラン)	都市における公園の具体的な空間構成や動線計画及び、主要導入施設を検討するとともに、公園を構成する主要施設の基本的配置を検討する基本構想。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全および緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形状の変更に関する事業。

【な】

ネットワーク	あるものを構成している要素のつながり、または連結されている状態をいう。
--------	-------------------------------------

【は】

フラワーカナル整備	花の運河という意味の花畑の整備。
PFI事業	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導で公共サービスの提供を行うこと。
ポケットパーク	ポケットのように小さい規模の公園。

【ま】

まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す政策。
-----------------	--

【や】

屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林。
-----	-----------------------

【ら】

ライフサイクルコスト	製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。
緑化支援制度・助成制度	緑あふれる街並みの形成をめざして、住宅や事業所を緑化する場合、その費用の一部を支援補助する制度。
（優良）緑化施設認定制度	民間の建築物の屋上、空地等敷地内を緑化する計画（緑化施設整備計画）について、市町村長の認定を受けることができる制度。
緑地管理機構	都市緑地法に基づき、緑地整備や管理について一定の能力を有し、県知事から指定を更けた公益法人または特定非営利活動法人のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、市街地の良好な環境を確保するために、所有者全員の合意によって締結する緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図ることを目的として、植樹帯や歩行者路等を主体とする緑地。

取手市 緑の基本計画

編集・発行 取手市 建設部 水とみどりの課
〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139 番地
TEL : 0297-74-2141 (代)

発行日 令和元年 9 月